

福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業 令和6年度第3期（2026卒学生）募集 交付認定対象者募集要項

福島県の地域経済を牽引する成長産業分野（エネルギー、医療、ロボット、輸送用機械関連産業など）の企業や、地域資源を生かした産業分野（卸売業・小売業、サービス業、観光産業など）の企業へ就職する予定の方を対象に、貸与を受けている奨学金返還額の一部を助成する制度の支給認定対象者を募集します。

※本事業は、この要項に定めるもののほか、奨学金返還支援事業補助金交付要綱に基づき実施するものですので、確認の上申請してください。

○ 本募集要項における用語の意義は以下のとおりです。

大 学 等：大学（短期大学を除く）、大学院の修士課程、大学院の博士課程、高等専門学校の特攻科

大 学 生 等：令和6年度に大学等に在籍している学生

対象奨学金：独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金

県内事業所：福島県内に所在する本社、支社、支店、工場、事業所

定 住：福島県内の市町村の住民基本台帳に記録され、かつ当該住所を生活の根拠としていること

正 規 職 員：雇用期間の定めのない契約に基づき雇用され、同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等について同様に適用される雇用形態の者

1 募集対象者

応募時点で大学等に在籍し、次の①から③の全てに該当する方が募集の対象となります。

① 対象奨学金の貸与を受けている者

② 応募時点で次のいずれかに該当する者

ア 4年制大学の3年生

イ 6年制大学の5年生

ウ 大学院修士課程に在籍し、次年度に修了する者

エ 大学院博士課程に在籍し、次年度に修了する者

オ 高等専門学校特攻科の1年生

③ 令和7年度に大学等を卒業後、翌月1日から起算して、6箇月以内に支援対象となる産業*の企業に正規職員として就職し、5年以上福島県内で勤務・定住することを予定している者

※支援対象となる産業

(1) 地域経済を牽引する成長産業分野

日本標準産業分類の「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」又は「情報通信業」に属し、かつ次にあげる産業

- a. エネルギー関連産業 b. 医療関連産業※（創薬関連含む） c. ロボット関連産業
d. 環境・リサイクル関連産業 e. 輸送用機械関連産業（航空宇宙関連含む）
f. 電子機械関連産業 g. ICT関連産業 h. 6次化関連産業

[該当する企業の例]

- ・精密機器製造メーカー ・金属工具製造メーカー ・自動車部品製造メーカー
- ・火力発電所 ・半導体関係部品製造メーカー ・医療機器製造メーカー
- ・製薬会社 ・システム、ソフトウェア開発会社

※「医療関連産業」について

医療機器メーカーや製薬会社等を想定しており、病院や歯科医院などの医療機関は本事業の対象外となりますので御注意ください。

(2) 地域資源を生かした産業分野

以下の①～④のいずれかに該当する産業

- ① 上記（1）の a～h 以外の製造業 ② 商業（卸売業・小売業）
③ サービス業※¹ ④ 観光産業（運輸業、宿泊業・飲食サービス業）
ただし、県内に本社を有する中小企業※²のみを対象企業とします。

[該当する企業の例示]

- ・食品製造会社 ・菓子製造会社 ・自動車部品製造メーカー ・スーパーマーケット
- ・ドラッグストア ・旅館、ホテル ・製薬会社 ・酒卸売会社 ・バス、タクシー会社

※1 『サービス業』の定義について

原則として、日本標準産業分類における次の中分類に当てはまる業種を指します。
・中分類79-その他の生活関連サービス業 ・中分類92-その他の事業サービス業

※2 『中小企業』の定義について

本事業における“中小企業”の定義については、中小企業基本法に定められる「中小企業者の範囲」及び「小規模企業者」の定義を準用します。詳細は以下の表を御覧ください。

業種分類	中小企業者	小規模企業者
製造業 運輸業	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社、または常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	常時使用する従業員の数が20人以下

卸売業	資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	常時使用する従業員の数が5人以下
小売業 飲食サービス業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	
サービス業 宿泊業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	

2 募集人数

40名程度

3 募集期間等

(1) 募集期間

令和6年11月5日（火）～令和7年2月14日（金）（必着）

(2) 結果通知

令和7年3月（予定）

4 応募方法

次の書類を郵送又は持参又はメールにより提出してください。なお、メールで提出する際は、件名を「奨学金返還支援事業交付対象者認定申請」とし、本事業に係る申請である旨が分かるようにしてください。

なお、応募に係る経費は全て応募者の負担となります。また、必要に応じて書類の追加提出を求める場合があります。

(1) 奨学金返還支援事業交付対象者認定申請書（第1-1号様式）

(2) 応募理由書（第2号様式）

※別添の「応募理由書記載要領」を参考に、“福島県に就職を希望する理由”や“自分が希望する産業分野に就職した後に叶えたい目標”などが分かるように作成してください。応募理由書から上記の内容が十分に読み取れない場合は、交付対象者として認定されない場合があります。

(3) 奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書（第3号様式）

(4) 在籍している大学等の学業成績証明書の写し

①前年次までのもの

（例：3年生は1～2年次のもの。5年生は1～4年次のもの）

② 大学院生は学部在籍時及び大学院修士課程・博士課程のもの

※学部時代の成績証明書も忘れずに提出してください

③ 高等専門学校専攻科生は本科在籍時及び専攻科のもの

(5) 対象奨学金の貸与に関する証明書類

奨学金貸与証明書の写し※

※ 奨学生証とは別に(独)日本学生支援機構が発行するもの。

5 審査

提出された応募書類に基づき、学業成績、応募の理由、修学内容や就職を希望する産業などについて総合的に審査し、選考のうえ交付対象者を認定し、その結果を文書にて通知します。

6 交付対象者の認定～補助金支払いまでの流れ

2026年に大学等を卒業後、翌月1日から起算して、6箇月以内に対象となる産業の企業に正規職員として就職し、原則として5年以上福島県内で勤務・定住することが必要です。

これらの要件を満たした場合、2箇月以内に補助金交付申請書兼実績報告書(第9号様式)を提出していただきます。県は、これに基づき補助金をお支払いします。

交付対象者の認定を受けた方は、補助金の交付を受けるまでの間、毎年5月10日までに、状況報告書(交付要綱第8-1号様式)を提出することとなります。

詳しくは、補助金交付要綱をご確認ください。

7 補助金額

貸与を受けた対象奨学金のうち、卒業又は修了までの2年間の貸与額(24箇月分)に相当する額。ただし、第二種奨学金の利子分は対象としません。なお、以下の記載額を上限とします。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① 大学在学時の奨学金の場合 | 1,536,000円(月額64,000円) |
| ② 大学院修士課程在学時の奨学金の場合 | 2,112,000円(月額88,000円) |
| ③ 大学院博士課程在学時の奨学金の場合 | 2,928,000円(月額122,000円) |
| ④ 高等専門学校専攻科在学時の奨学金の場合 | 1,440,000円(月額60,000円) |

※補助金は県から(独)日本学生支援機構へ支払います。ただし、補助金額が、交付対象者が返還する奨学金の残額を上回る場合、その差額は交付対象者へ支払います。

8 その他

(1) 交付対象者の認定を受けた後、認定内容から変更等が生じたときは、速やかに奨学金返還支援事業交付対象者認定変更(廃止)申請書(交付要綱第6号様式)を提出していただきます。

(2) 福島県以外の自治体等が行う奨学金の返還を支援する事業と重複して、本補助金の交付を受けることはできません。

(3) よくある質問をまとめたQ&Aを福島県雇用労政課のホームページに掲載しておりますので、適宜参照ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shougakukin05-3.html>

(4) 交付対象者の認定を受けても、次のいずれかに該当した場合は、取り消されることとなりますので、御留意ください。

- ① 対象奨学金の返還が全額免除された場合
- ② 対象奨学金の貸与を取り消された又は辞退した場合
- ③ 交付対象者を辞退する場合
- ④ 大学等を退学した場合
- ⑤ 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、修業年限以内に卒業又は修了で
きなかった場合
- ⑥ 病気、けが、就職先の企業の都合等やむを得ない事情がある場合を除き、大学等を
卒業又は修了後、翌月1日から起算して、6箇月以内に対象企業の県内事業所に正規
職員として就職しなかった場合
- ⑦ 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、自己都合により離職し、6箇月
を超えて対象企業の県内事業所に正規職員として就職しなかった場合
- ⑧ 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団員等又
は社会的非難関係者に該当した場合
- ⑨ 補助金の交付を受ける前に、離職期間が通算で12箇月を超えた場合
- ⑩ 最初に就職した日から起算して、120箇月を超えた場合
- ⑪ 正当な理由なく、毎年 of 状況報告書の提出がなかった場合
- ⑫ 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- ⑬ その他、福島県補助金等の交付等に関する規則及び補助金交付要綱、並びにこの要
項に違反する行為があった場合

9 応募・問い合わせ先

福島県 商工労働部 雇用労政課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話：024-521-7290 FAX：024-521-7931

E-mail：koyourousei@pref.fukushima.lg.jp